

「臨床研究の COI(利益相反)に関する規定」 内容一部改定について

2016 年 11 月

当会 COI 委員会による「臨床研究の COI（利益相反）に関する規程」の内容見直しにより、「第 2 章第 2 条」について、開示を要する学術発表・学術講演と、必ずしも開示の対象とならないメーカーによる製品紹介等を区別する目的に、文言を一部改訂いたします。

この改定は **2016 年 11 月以降より運用**いたします。

なお、改定箇所を含む規定の全文は当会ホームページにて確認いただけます。ご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

— 改定内容（該当箇所抜粋） —

第 2 章 本法人学術大会などでの発表・講演

（開示の範囲）

第 2 条

本法人が開催する大会、シンポジウム、講演会、教育セミナーおよび市民公開講座などの発表・講演すべてを COI 開示の範囲とする。



〈改定後〉

本法人が開催する大会、シンポジウム、講演会、教育セミナーおよび市民公開講座などの学術発表・学術講演は原則として COI 開示の範囲とする。

COI（利益相反）委員会